

平成二十七年防衛省令第十五号

防衛装備庁施設等機関組織規則

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第二百四十四条第三項、第一百十五条第二項、第二百六十六条第三項、第一百七条第三項、第二百八十八条第二項、第二百二十一条第二項、第二百二十二条第二項の規定に基づき、並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）及び防衛省組織令を実施するため、防衛装備庁施設等機関組織規則を次のように定める。

目次

第一章 施設等機関

第一節 航空装備研究所（第一条—第十二条）

第二節 陸上装備研究所（第十二条—第十九条）

第三節 艦艇装備研究所（第二十条—第二十八条）

第四節 次世代装備研究所（第二十九条—第三十九条）

第五節 千歳試験場（第四十条—第四十一条）

第六節 下北試験場（第四十二条—第四十三条）

第七節 岐阜試験場（第四十四条—第四十五条）

第二章 雜則（第四十六条）

附則

第一章 施設等機関

第一節 航空装備研究所

第一条 航空装備研究所は、立川市に置く。
(所長)

第二条 航空装備研究所に、所長を置く。

2 所長は、航空装備研究所の業務を掌理する。
(研究企画官)

第三条 航空装備研究所に、研究企画官一人を置く。

2 研究企画官は、命を受けて、航空装備研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。

(航空装備研究所に置く部)

第四条 航空装備研究所に、次の四部を置く。
(管理部)

航空機技術研究部
エンジン技術研究部
誘導技術研究部

(管理部の分課)
航空機技術研究部
エンジン技術研究部
誘導技術研究部

第五条 管理部に、次の二課を置く。
(總務課)

總務課
会計課

第六条 總務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 機密に関すること。
二 所長の官印及び研究所印の保管に関すること。
三 公文書の接受、発送、編集及び保存に関すること。
四 職員の人事、教養及び給与に関すること。
五 職員の福利厚生に関すること。
六 秘密の保全に関すること。

八 所内の事務の総括に関すること。
前各号に掲げるもののほか、航空装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。

(会計課の所掌事務)

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二 行政財産の管理並びに物品の取得及び管理に関すること。

(航空機技術研究部の所掌業務)

第八条 航空機技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格にする資料の作成に関する業務をつかさどる。

一 航空機のシステム化に関すること。

二 航空機及び誘導武器の要素技術（装備品等）（防衛省設置法第四条第一項第十三号の装備品等をいう。以下同じ。）のシステム化に必要な要素となる技術をいう。（以下同じ。）であつて機体

をいう。（以下同じ。）のシステム化に必要な要素となる技術をいう。（以下同じ。）であつて機体

に関する事項。

三 航空機の要素技術であつて、所長が命ずる事項に関する事項。

四 前三号に掲げるもののほか、所長が命ずる事項に関する事項。

(エンジン技術研究部の所掌業務)

第九条 エンジン技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一 前三号に掲げるもののほか、所長が命ずる事項に関する事項。

二 誘導武器用機器（第八条第二号並びに前条第二号及び第三号に属するものを除く。）に関する事項。

三 誘導武器の要素技術であつて、誘導管制に関する事項。

四 前三号に掲げるもののほか、所長が命ずる事項に関する事項。

(誘導技術研究部の所掌業務)

第十条 誘導技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一 誘導武器のシステム化に関する事項。

二 誘導武器用機器（第八条第二号並びに前条第二号及び第三号に属するものを除く。）に関する事項。

三 誘導武器の要素技術であつて、誘導管制に関する事項。

四 前三号に掲げるもののほか、所長が命ずる事項に関する事項。

(支所)

第十一条 航空装備研究所に、支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
土浦支所	茨城県稲敷郡阿見町
新島支所	東京都新島村

3 土浦支所は、誘導武器の要素技術についての試験に関する業務のうち防衛装備庁長官の命ずるものをつかさどる。

4 新島支所は、誘導武器についての試験に関する業務のうち防衛装備庁長官の命ずるものをつかさどる。

5 支所に、支所長を置く。

(位置)

第十二条 陸上装備研究所は、相模原市に置く。

(所長)

第十三条 陸上装備研究所に、所長を置く。

所長は、陸上装備研究所の業務を掌理する。

(研究企画官)

第十四条 陸上装備研究所に、研究企画官一人を置く。

2 研究企画官は、命を受けて、陸上装備研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。

(陸上装備研究所に置く部)

第十五条 陸上装備研究所に、総務課のほか、次の三部を置く。

システム研究部

弾道技術研究部

機動技術研究部

(総務課の所掌事務)

第十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 所長の官印及び研究所印の保管に関する事務。

三 公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

四 職員の人事、教養及び給与に関する事務。

五 職員の福利厚生に関する事務。

六 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事務。

七 行政財産の管理並びに物品の取得及び管理に関する事務。

八 秘密の保全に関する事務。

九 所内の事務の総括に関する事務。

十 前各号に掲げるもののほか、陸上装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事務に関する事務。

(システム研究部の所掌業務)

第十七条 システム研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一 火器及び弾火薬類のシステム化に関する事務。

二 施設器材のシステム化に関する事務。

三 車両のシステム化に関する事務。

四 理化学器材及び衛生資材に関する事務。

五 放射線生物学剤及び化学剤に対処するための技術に関する事務。

六 前各号に掲げるもののほか、所長の命ずる事務に関する事務。

(弾道技術研究部の所掌業務)

第十八条 弹道技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一 火器及び弾火薬類の要素技術に関する事務。

二 装備品等の耐弾材料及び耐弾構造に関する事務。

三 個人装具に関する事務。

四 装備品等についての人間工学に関する事務。

五 前各号に掲げるもののほか、所長の命ずる事務に関する事務。

(機動技術研究部の所掌業務)

第十九条 機動技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一 施設器材の要素技術に関する事務。

二 車両用機器に関する事務。

四 前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事務に関する事務。

第三節 艦艇装備研究所

(位置)

第二十条 艦艇装備研究所は、東京都目黒区に置く。

(所長)

2 所長は、艦艇装備研究所に、所長を置く。

第二十一条 艦艇装備研究所に、研究企画官一人を置く。

(研究企画官)

第二十二条 艦艇装備研究所に、研究企画官一人を置く。

(研究企画官)

2 研究企画官は、命を受けて、艦艇装備研究所の所掌業務のうち重要な技術的事項を総括整理する。

(艦艇装備研究所に置く部)

第二十三条 艦艇装備研究所に、総務課のほか、次の三部を置く。

水中対処技術研究部

艦艇・ステルス技術研究部

(総務課の所掌事務)

第二十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関する事務。

二 所長の官印及び研究所印の保管に関する事務。

三 公文書の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

四 職員の人事、教養及び給与に関する事務。

五 職員の福利厚生に関する事務。

六 経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事務。

七 行政財産の管理並びに物品の取得及び管理に関する事務。

八 秘密の保全に関する事務。

十 前各号に掲げるもののほか、艦艇装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事務に関する事務。

(海洋戦技術研究部の所掌業務)

第二十五条 海洋戦技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一 対潜戦及び対機雷戦の戦術判断支援に関する事務。

二 対潜戦及び対機雷戦の戦術判断支援に関する事務。

三 水中音響に関する事務(水中対処技術研究部の所掌に属するものを除く。)。

四 前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事務に関する事務。

(水中対処技術研究部の所掌業務)

第二十六条 水中対処技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一 船舶の無人化に関する事務。

二 水中武器に関する事務(艦艇・ステルス技術研究部の所掌に属するものを除く。)。

三 掃海器材に関する事務(艦艇・ステルス技術研究部の所掌に属するものを除く。)。

四 極磁器材に関する事務(艦艇・ステルス技術研究部の所掌に属するものを除く。)。

五 前各号に掲げるもののほか、所長の命ずる事務に関する事務。

(艦艇・ステルス技術研究部の所掌業務)

第二十七条 艦艇・ステルス技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。

一 ステルス化に関する事務。

二 船舶、水中武器及び掃海器材の要素技術であつて、流体、構造、材料、動力及び推進に関すること。	八 秘密の保全に関すること。				
三 船舶の要素技術であつて、ぎ装に関すること。	九 所内の事務の総括に関すること。				
四 船舶用機器に関すること（海洋戦技術研究部及び水中対処技術研究部の所掌に属するものを除く。）。	十 前各号に掲げるもののほか、次世代装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。				
五 水槽及び海上における計測に関すること。	一 装備品等の研究開発に応用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する業務のうち、複数の装備品等に係る技術の領域に係る横断的なものに関すること。				
六 前各号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。（支所）	二 装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。				
七 支所の名称及び位置は、次の表のとおりとする。	三 前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">名称</th> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">川崎支所</td> <td style="padding-top: 5px;">岩国市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川崎支所	岩国市	
名称	位置				
川崎支所	岩国市				

八 秘密の保全に関すること。	九 所内の事務の総括に関すること。				
九 所内の事務の総括に関すること。	十 前各号に掲げるもののほか、次世代装備研究所の所掌事務で他の所掌に属しない事項に関すること。				
一 装備品等の研究開発に応用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する業務のうち、複数の装備品等に係る技術の領域に係る横断的なものに関すること。	一 装備品等の研究開発に応用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する業務のうち、複数の装備品等に係る技術の領域に係る横断的なものに関すること。				
二 装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。	二 装備品等についての自衛隊において必要とされる科学的調査研究に関すること。				
三 前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。	三 前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（領域横断機能研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">第三十四条 領域横断機能研究部は、次に掲げる業務をつかさどる。</td> </tr> </tbody> </table>	（領域横断機能研究部の所掌業務）	第三十四条 領域横断機能研究部は、次に掲げる業務をつかさどる。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（領域横断機能研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">第一 装備品等の研究開発に応用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する業務のうち、複数の装備品等に係る技術の領域に係る横断的なものに関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	（領域横断機能研究部の所掌業務）	第一 装備品等の研究開発に応用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する業務のうち、複数の装備品等に係る技術の領域に係る横断的なものに関すること。
（領域横断機能研究部の所掌業務）					
第三十四条 領域横断機能研究部は、次に掲げる業務をつかさどる。					
（領域横断機能研究部の所掌業務）					
第一 装備品等の研究開発に応用される先進技術に係る考案、調査研究及び試験並びに規格に関する業務のうち、複数の装備品等に係る技術の領域に係る横断的なものに関すること。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（情報通信研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">第三十五条 先進技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験に関する業務をつかさどる。</td> </tr> </tbody> </table>	（情報通信研究部の所掌業務）	第三十五条 先進技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験に関する業務をつかさどる。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（情報通信研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">一 装備品等の研究開発に応用される先進技術に関すること（領域横断機能研究部の所掌に属するものを除く。）。</td> </tr> </tbody> </table>	（情報通信研究部の所掌業務）	一 装備品等の研究開発に応用される先進技術に関すること（領域横断機能研究部の所掌に属するものを除く。）。
（情報通信研究部の所掌業務）					
第三十五条 先進技術研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験に関する業務をつかさどる。					
（情報通信研究部の所掌業務）					
一 装備品等の研究開発に応用される先進技術に関すること（領域横断機能研究部の所掌に属するものを除く。）。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（情報通信研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">二 前号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	（情報通信研究部の所掌業務）	二 前号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（情報通信研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">一 通信器材に関する事項（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。</td> </tr> </tbody> </table>	（情報通信研究部の所掌業務）	一 通信器材に関する事項（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。
（情報通信研究部の所掌業務）					
二 前号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関すること。					
（情報通信研究部の所掌業務）					
一 通信器材に関する事項（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（情報通信研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">二 電子計算機に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。</td> </tr> </tbody> </table>	（情報通信研究部の所掌業務）	二 電子計算機に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（情報通信研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">三 電気器材に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。</td> </tr> </tbody> </table>	（情報通信研究部の所掌業務）	三 電気器材に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。
（情報通信研究部の所掌業務）					
二 電子計算機に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。					
（情報通信研究部の所掌業務）					
三 電気器材に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（情報通信研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">四 前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関する事項（センサ研究部の所掌業務）</td> </tr> </tbody> </table>	（情報通信研究部の所掌業務）	四 前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関する事項（センサ研究部の所掌業務）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（情報通信研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">一 センサ研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。</td> </tr> </tbody> </table>	（情報通信研究部の所掌業務）	一 センサ研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。
（情報通信研究部の所掌業務）					
四 前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関する事項（センサ研究部の所掌業務）					
（情報通信研究部の所掌業務）					
一 センサ研究部は、次に掲げる事項についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務をつかさどる。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（電子対処研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">二 電波器材に関する事項（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。</td> </tr> </tbody> </table>	（電子対処研究部の所掌業務）	二 電波器材に関する事項（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（電子対処研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">三 前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関する事項（電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。</td> </tr> </tbody> </table>	（電子対処研究部の所掌業務）	三 前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関する事項（電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。
（電子対処研究部の所掌業務）					
二 電波器材に関する事項（領域横断機能研究部、先進技術研究部及び電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。					
（電子対処研究部の所掌業務）					
三 前二号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関する事項（電子対処研究部の所掌に属するものを除く。）。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（電子対処研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">一 通信器材の電子対処に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。</td> </tr> </tbody> </table>	（電子対処研究部の所掌業務）	一 通信器材の電子対処に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（電子対処研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">二 電波器材の電子対処に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。</td> </tr> </tbody> </table>	（電子対処研究部の所掌業務）	二 電波器材の電子対処に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。
（電子対処研究部の所掌業務）					
一 通信器材の電子対処に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。					
（電子対処研究部の所掌業務）					
二 電波器材の電子対処に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（電子対処研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">三 光波器材の電子対処に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。</td> </tr> </tbody> </table>	（電子対処研究部の所掌業務）	三 光波器材の電子対処に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（電子対処研究部の所掌業務）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">四 前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関する事項（支所）</td> </tr> </tbody> </table>	（電子対処研究部の所掌業務）	四 前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関する事項（支所）
（電子対処研究部の所掌業務）					
三 光波器材の電子対処に関する事項（領域横断機能研究部及び先進技術研究部の所掌に属するものを除く。）。					
（電子対処研究部の所掌業務）					
四 前三号に掲げるもののほか、所長の命ずる事項に関する事項（支所）					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding-bottom: 5px;">（支所）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 5px;">一 次世代装備研究所に、支所を置く。</td> </tr> </tbody> </table>	（支所）	一 次世代装備研究所に、支所を置く。			
（支所）					
一 次世代装備研究所に、支所を置く。					

支所は、名称を飯岡支所とし、旭市に置く。
 支所は、電波器材及び光波器材についての考案、調査研究及び試験並びに規格に関する資料の作成に関する業務のうち防衛装備庁長官の命ずるものをつけさどる。
 支所に、支所長を置く。

第五節 千歳試験場

(位置) 千歳試験場は、千歳市に置く。

(場長)

第四十一条 千歳試験場に、場長を置く。
 場長は、千歳試験場の業務を掌理する。

第六節 下北試験場

(位置) 下北試験場は、青森県下北郡東通村に置く。

(場長)

第四十二条 下北試験場に、場長を置く。
 場長は、下北試験場の業務を掌理する。

第七節 岐阜試験場

(位置) 岐阜試験場は、各務ヶ原市に置く。

(場長)

第四十三条 岐阜試験場に、場長を置く。
 場長は、岐阜試験場の業務を掌理する。

第二章 雜則

(雜則)

第四十四条 岐阜試験場に、場長を置く。
 第四十五条 岐阜試験場に、場長を置く。
 場長は、岐阜試験場の業務を掌理する。

附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三一日防衛省令第一二号)

この省令は、内閣の重要な政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三一日防衛省令第三号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日防衛省令第五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日防衛省令第四号)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年八月二十四日防衛省令第六号)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。